

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第68条の4第1項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	住宅地高度利用地区計画制度及び用途別容積型地区計画制度の運用について (平成2年11月20日建住街発第146号) さいたま市建築基準法第68条の4第1項に基づく認定基準 (平成16年4月1日より運用)
	設定等年月日	平成15年1月1日設定 平成16年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成15年1月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		